

00770

昭和36年1月31日 火曜日 鳥取県公報 第3194号

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
毎週火、金曜日発行(但休日に当りきは翌日)

鳥取県公報

◇告示

建設業者の登録

測量の終了

漁船損害補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出

土地改良区の役員の退任及び就任
結核予防法の規定による医療機関の指定
健康保険法の規定による保険医の登録
牛の結核病等の検査肥料生産登録の失効
土地改良事業の認可

土地改良事業計画変更の認可

登録番号

登録年月日

名 称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

摘要

要

鳥取県知事登録
第七二三号

昭三六、一、二六

協立土建

八頭郡河原町大字佐貫一、一二五 松本 春雄 土木工事

米子市加茂町二丁目九三 増本 幸一 絶縁工事

クク第二〇三号

クク第一、二二

米子機工(株)

◇教委告示

臨時教育委員会の招集

定例教育委員会の招集
正誤 昭和三十六年一月二十四日付け鳥取県規則第一号中訂正

告 示

目 次

鳥取県告示第六十一号
次のとおり測量を終了した旨、建設省国土地理院長から通知を受けた。

昭和三十六年一月三十一日

一 届出事項
1 発起人の住所及び氏名
鳥取県岩美郡福部村大字岩戸 谷本 常雄

若林 周造

一 作業種類 基本測量

二 作業終了 年月日 昭和三十五年 十一月二十五日 昭和三十五年 十二月八日

三 作業地域 東伯町、赤崎町、倉吉市、三朝町
中山町

2 加入区 福部加入区

鳥取県知事 石 破 二 朗

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
福部村漁業協同組合

鳥取県告示第六十二号

漁船損害補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意

を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十六年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十三号

昭和三十六年一月三十一日から昭和三十六年三月一日まで
福部村漁業協同組合事務所

2. 縦覧の場所

3. 漁船損害補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）

第五条第一項の規定により漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十六年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十項の規定により、尚徳村三ヶ堰土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十六年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の氏名及び住所

理 事 谷本 礼 米子市榎原

業協同組合の名称
東伯町漁業協同組合

二 指定漁船調査書の縦覧

1 縦覧期間
昭和三十六年一月三十一日から昭和三十六年三月一日まで

2 加入区

鳥取県告示第六十一号

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
福部村漁業協同組合

4. 縦覧の場所

5. 漁船損害補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）

6. 縦覧の場所

7. 縦覧の場所

8. 縦覧の場所

9. 縦覧の場所

10. 縦覧の場所

11. 縦覧の場所

12. 縦覧の場所

13. 縦覧の場所

14. 縦覧の場所

15. 縦覧の場所

16. 縦覧の場所

17. 縦覧の場所

18. 縦覧の場所

19. 縦覧の場所

20. 縦覧の場所

21. 縦覧の場所

22. 縦覧の場所

23. 縦覧の場所

24. 縦覧の場所

25. 縦覧の場所

26. 縦覧の場所

27. 縦覧の場所

28. 縦覧の場所

29. 縦覧の場所

30. 縦覧の場所

31. 縦覧の場所

32. 縦覧の場所

33. 縦覧の場所

34. 縦覧の場所

35. 縦覧の場所

36. 縦覧の場所

37. 縦覧の場所

38. 縦覧の場所

39. 縦覧の場所

40. 縦覧の場所

41. 縦覧の場所

42. 縦覧の場所

43. 縦覧の場所

44. 縦覧の場所

45. 縦覧の場所

46. 縦覧の場所

47. 縦覧の場所

48. 縦覧の場所

49. 縦覧の場所

50. 縦覧の場所

51. 縦覧の場所

52. 縦覧の場所

53. 縦覧の場所

54. 縦覧の場所

55. 縦覧の場所

56. 縦覧の場所

57. 縦覧の場所

58. 縦覧の場所

59. 縦覧の場所

60. 縦覧の場所

61. 縦覧の場所

62. 縦覧の場所

63. 縦覧の場所

64. 縦覧の場所

65. 縦覧の場所

66. 縦覧の場所

67. 縦覧の場所

68. 縦覧の場所

69. 縦覧の場所

70. 縦覧の場所

71. 縦覧の場所

72. 縦覧の場所

73. 縦覧の場所

74. 縦覧の場所

75. 縦覧の場所

76. 縦覧の場所

77. 縦覧の場所

78. 縦覧の場所

79. 縦覧の場所

80. 縦覧の場所

81. 縦覧の場所

82. 縦覧の場所

83. 縦覧の場所

84. 縦覧の場所

85. 縦覧の場所

86. 縦覧の場所

87. 縦覧の場所

88. 縦覧の場所

89. 縦覧の場所

90. 縦覧の場所

91. 縦覧の場所

92. 縦覧の場所

93. 縦覧の場所

94. 縦覧の場所

95. 縦覧の場所

96. 縦覧の場所

97. 縦覧の場所

98. 縦覧の場所

99. 縦覧の場所

100. 縦覧の場所

101. 縦覧の場所

102. 縦覧の場所

103. 縦覧の場所

104. 縦覧の場所

105. 縦覧の場所

106. 縦覧の場所

107. 縦覧の場所

108. 縦覧の場所

109. 縦覧の場所

110. 縦覧の場所

111. 縦覧の場所

112. 縦覧の場所

113. 縦覧の場所

114. 縦覧の場所

115. 縦覧の場所

116. 縦覧の場所

117. 縦覧の場所

118. 縦覧の場所

119. 縦覧の場所

120. 縦覧の場所

121. 縦覧の場所

122. 縦覧の場所

123. 縦覧の場所

124. 縦覧の場所

125. 縦覧の場所

126. 縦覧の場所

127. 縦覧の場所

128. 縦覧の場所

129. 縦覧の場所

130. 縦覧の場所

131. 縦覧の場所

132. 縦覧の場所

133. 縦覧の場所

134. 縦覧の場所

135. 縦覧の場所

136. 縦覧の場所

137. 縦覧の場所

138. 縦覧の場所

139. 縦覧の場所

140. 縦覧の場所

141. 縦覧の場所

142. 縦覧の場所

143. 縦覧の場所

144. 縦覧の場所

145. 縦覧の場所

146. 縦覧の場所

147. 縦覧の場所

148. 縦覧の場所

149. 縦覧の場所

150. 縦覧の場所

151. 縦覧の場所

152. 縦覧の場所

153. 縦覧の場所

154. 縦覧の場所

155. 縦覧の場所

156. 縦覧の場所

157. 縦覧の場所

158. 縦覧の場所

159. 縦覧の場所

160. 縦覧の場所

161. 縦覧の場所

162. 縦覧の場所

163. 縦覧の場所

164. 縦覧の場所

165. 縦覧の場所

166. 縦覧の場所

167. 縦覧の場所

168. 縦覧の場所

169. 縦覧の場所

170. 縦覧の場所

171. 縦覧の場所

172. 縦覧の場所

173. 縦覧の場所

174. 縦覧の場所

175. 縦覧の場所

176. 縦覧の場所

177. 縦覧の場所

178. 縦覧の場所

179. 縦覧の場所

180. 縦覧の場所

181. 縦覧の場所

182. 縦覧の場所

183. 縦覧の場所

184. 縦覧の場所

185. 縦覧の場所

186. 縦覧の場所

187. 縦覧の場所

188. 縦覧の場所

189. 縦覧の場所

190. 縦覧の場所

191. 縦覧の場所

192. 縦覧の場所

193. 縦覧の場所

194. 縦覧の場所

195. 縦覧の場所

196. 縦覧の場所

197. 縦覧の場所

198. 縦覧の場所

199. 縦覧の場所

200. 縦覧の場所

201. 縦覧の場所

202. 縦覧の場所

203. 縦覧の場所

204. 縦覧の場所

205. 縦覧の場所

206. 縦覧の場所

207. 縦覧の場所

208. 縦覧の場所

209. 縦覧の場所

210. 縦覧の場所

211. 縦覧の場所

212. 縦覧の場所

213. 縦覧の場所

214. 縦覧の場所

215. 縦覧の場所

結果当選し、五月一日就任、任期二年。

鳥取県告示第六十五号

正歩 貢
松林幾太郎 榎原
落田 紀基 榎原
監事 山川 栄 橋本
前田 茂 榎原
就任した役員の氏名及び住所

理事 江原 勝美 米子市青木
三吉 重雄

鷺見 喜一 大袋
吉本 寿一 橋本
松浦 透 榎原
加藤 勤 榎原
須山 昭典 榎原
田中 克己 榎原
監事 山川 栄 橋本
前田 茂 榎原
昭和三十五年四月二十六日通常総会において総選挙の

昭和三十六年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗
指定年月日 名 称 所 在 地 管轄保健所名
昭和三十五年 中野医院 東伯郡東伯町 倉吉保健所
十二月十日

松村医院 倉吉市葵町七
三番地

鳥取県告示第六十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

石 破 二 朗
鳥取県知事 石 破 二 朗
指定年月日 名 称 所 在 地 管轄保健所名
昭和三十五年 中野医院 東伯郡東伯町 倉吉保健所
十二月十日

松村医院 倉吉市葵町七
三番地

び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十六年一月三十一日

二 実施の区域 別表のとおり
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核病及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び駆除

牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後十日以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法
結核病……ツベルクリン皮内注射反応検査

ブルセラ病……ブルセラ急速凝集反応及びロ際法
肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法
肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

鳥取県告示第六十七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、ブルセラ病検査並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対する検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十六年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ予防のため

だめ

別表 (一)

結核病及びブルセラ病検査

氏名	住 所	登録の記号 及び番号	登録年月日
須山 康夫	境港市米川町四七 鳥医八三一	一、三六、二五	一、二五
鳥取県知事	石 破 二 朗		

昭和三十六年一月三十一日

00776

昭和36年1月31日 火曜日 鳥取県公報 第3194号

00775

昭和36年1月31日 火曜日 鳥取県公報 第3194号 6

実施期日	実施区域	実施場所
第一次	第二次	

二月十三日 二月十六日 倉吉市倉吉

倉吉家畜

検査場

二十一日

二十四日

東伯郡東伯町下郷

下郷

社

小鴨

二月十四日

二月十七日

西郷

上井

二十四日

二十二日

二十五日

大栄町大誠

大誠

社

小鴨

二月十五日

二月十八日

赤穂町赤穂

赤穂

二月二十六日

二十七日

東伯郡大栄町安田

安田

社

二月十六日

二月十七日

東伯郡北条町下北

下北条

二月二十七日

二月二十八日

東伯郡中山町上中

上中山

二月十七日

二月十八日

泊村泊

泊

三月一日

三月三日

東伯郡関金町山守

山守

二月十八日

二月十九日

高城

高城

三月一日

三月六日

南谷

南谷

二月十九日

二月二十日

赤穂町花見

花見

三月一日

三月四日

浦安

浦安

二月二十日

二月二十一日

舍人

舍人

三月一日

三月三日

西伯郡中山町上中

上中山

二月二十一日

二月二十二日

赤穂町上郷

上郷

三月一日

三月二日

赤穂町安田

安田

二月二十二日

二月二十三日

赤穂町赤穂

赤穂

三月一日

三月二日

浦安

浦安

二月二十三日

二月二十四日

高城

高城

三月一日

三月三日

南谷

南谷

二月二十四日

二月二十五日

高城

高城

三月一日

三月六日

矢送

矢送

二月二十五日

二月二十六日

大栄町大誠

大誠

三月一日

三月三日

三朝

三朝

二月二十六日

二月二十七日

赤穂町安田

安田

三月一日

三月六日

鹿

三朝

二月二十七日

二月二十八日

赤穂町以西

以西

三月一日

三月七日

旭

旭

二月二十八日

二月二十九日

赤穂町花見

花見

三月一日

三月三日

南谷

南谷

二月二十九日

二月三十日

赤穂町平和

平和

三月一日

三月三日

浦安

浦安

二月三十日

二月三十一日

鳥取県知事

石

生産業者

の住所氏名

破

二朗

二月三十一日

二月三十一日

鳥取県知事

岩美郡岩美町大字新井

榎本康介

別表

肝てつ検査及び駆除

実施期日 実施区域 実施場所

二月十六日 富士市上北条 上北条家畜検査場

二月二十日 高城 高城

二十三日 社 下郷 社

二十四日 東伯郡東伯町下郷 下郷 社

二月二十九日 東伯郡東伯町下郷 下郷 社

登録番号

肥料の名称

保証成分量(パーセント)

生産業者の住所氏名

鳥取県第二四号

五、四なたね油かす粉末

五・四 二〇一〇 一〇

岩美郡岩美町大字新井

榎本 康介

昭和36年1月31日 火曜日 鳥取県公報

三 議題 1 教職員人事異動の基本方針について

2 その他

鳥取県教育委員会告示第九号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十六年一月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

一日時 昭和三十六年二月二日午後一時

二 場所 鳥取県教育委員会事務局(鳥取図書館序舎)

三 議題 1 昭和三十六年度高等学校募集定員について

2 るその他

正誤

昭和三十六年一月二十四日付け鳥取県規則第一号中次
の箇所について誤りがあつたので訂正する。発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印 刷 鳥取県鳥取市栗谷町
〔定価〕一部月額一二〇円(配達料共)一所

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

4 頁段行 誤 正
4 上 4 借主は、貸付
対象施設 貸付
借主は、原則として
貸付 対象施設